

伊予市移住者住宅改修支援事業

伊予市では、県外からの移住・定住を促進することにより地域の振興を図るため、移住者が空き家を有効に活用し空き家改修などを行う経費に対し、予算の範囲内で一部を補助します。

対象者 次のいずれにも該当する移住者

- 平成 28 年 4 月 1 日以後の県外から伊予市への移住者
- 購入又は賃借した空き家に今後継続して 5 年以上居住する者
- 空き家の改修等を行うことができる権原を有している者
- 子育て世帯又は働き手世帯
 - ※子育て世帯 申請年度の 4 月 1 日時点において、18 歳未満の子どもがいる世帯
 - ※働き手世帯 60 歳未満の者（就学している者を除く）がいる世帯
- 本市への転入の日から起算して前 1 年以上市外に住所を有する者
- 世帯全員に市税の滞納がないこと
- 暴力団員等でないこと

空き家の要件

- 県・市空き家バンク等に登録された物件で、市内地域団体又は移住サポートセンターを通じて購入・賃借した一戸建ての空き家

支援内容

空き家の改修 (木工事、屋根工事、建具工事、内装工事、 外装工事、塗装工事、外構工事など)	○補助率 経費の 2 / 3 ○補助限度額 140 万円 (注) 50 万円以上の改修に限る。
家財道具の搬出等 (不要な家財道具の搬出入、処分又は清掃)	○補助率 経費の 2 / 3 ○補助限度額 20 万円 (注) 5 万円以上の搬出等に限る。

注意事項

- 補助金交付決定後に改修等を開始し、申請年度内に完了が見込まれるものが対象となります。
- 原則、転入後の改修等が対象となりますが、水道修理などの居住に最低限必要な改修については転入前であっても対象となる場合があります。
- 原則、市内の個人事業者又は市内に事務所を置く法人による改修等を対象とします。
- 補助金の確定通知を受けた日から 5 年未満に転居、取り壊し、売却、賃貸等を行った場合、補助金を返還していただきます。
- 詳しくは事前に下記の連絡先にお問い合わせください。

問い合わせ先

伊予市 企画振興部 地域創生課 (移住・定住担当)

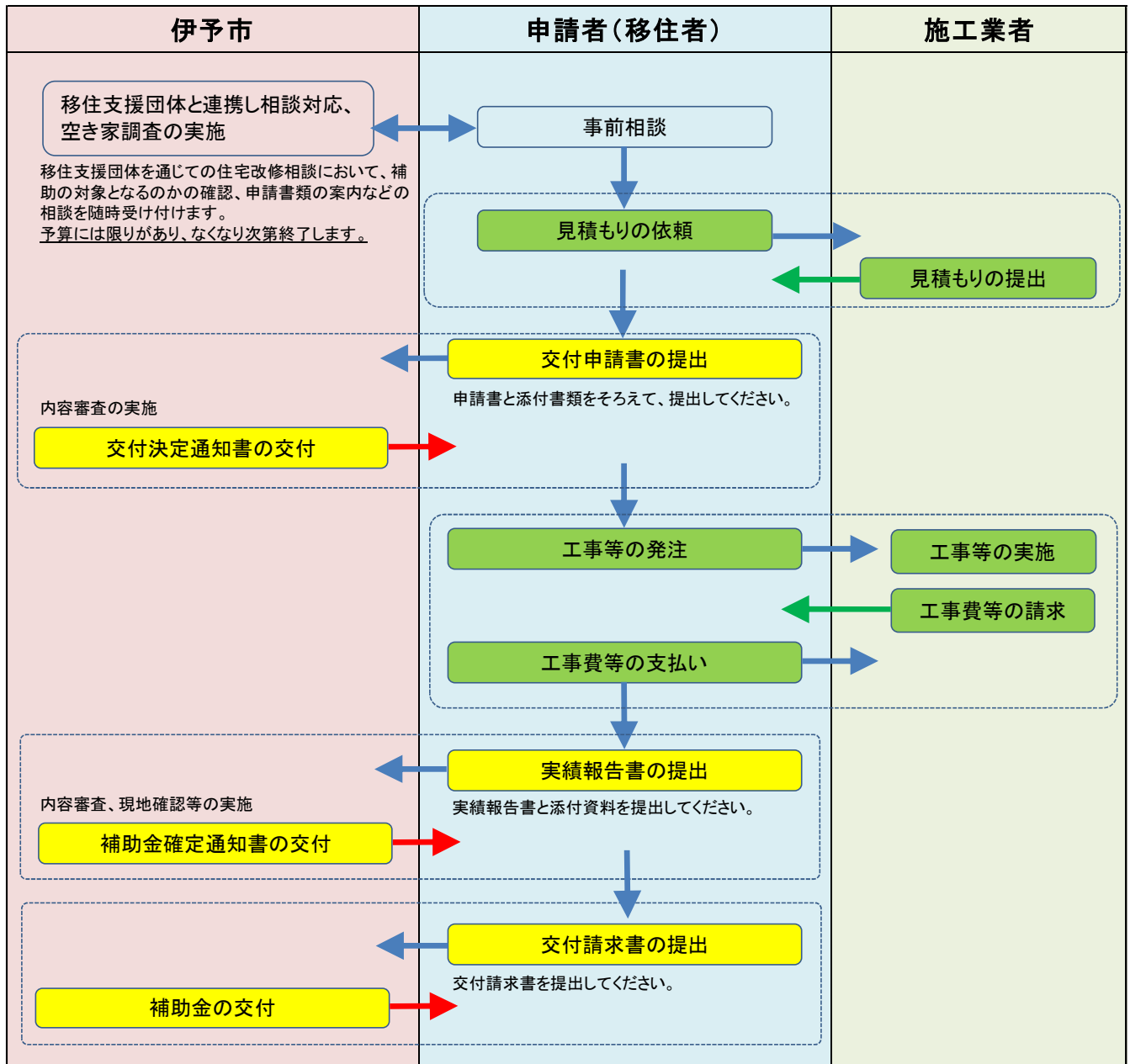
TEL : 089-909-6382 FAX : 089-983-3681

E-mail : chiikisousei@city.iyo.lg.jp URL : <http://www.city.iyo.lg.jp/>

※事業内容の詳細や様式はホームページに掲載していますのでご覧ください。



補助金交付の流れ



※必要に応じて、空き家の現況や改修状況等を確認させていただくことがありますので、ご協力をお願いします。

参考例

○住宅改修：2,000千円(水回り・外壁・屋根などの改修工事)
負担割合(市1,333千円、移住者667千円)

2/3	1/3
市補助金として移住者に交付 (1,333千円)	自己負担 (667千円)

○家財道具搬出等：200千円
負担割合(市133千円、移住者67千円)

2/3	1/3
市補助金として移住者に交付 (133千円)	自己負担 (67千円)